

# 伊豆の国市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定(令和8年1月)

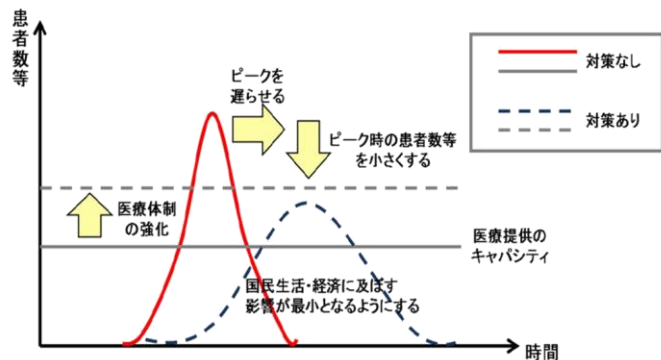
## 1 計画の沿革及び概要

### 沿革

- 平成21年10月、伊豆の国市新型インフルエンザ対策行動計画を策定。その後、特措法の制定と併せて、平成26年10月に改定。
- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、令和6年7月に新型インフルエンザ等政府行動計画が全面改定されたことを受け、令和7年3月静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画が改定。
- 政府行動計画及び県行動計画との整合性を図るとともに、国や県との連携のもと、本市が実施すべき事項を明確にするため令和8年2月に改定。

### 計画の目的

- 根拠法令：新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法) 第8条
- 目的：・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。  
・市民の生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限となるようにする。



## 2 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた課題

- 初期期において、体制整備に時間を要した
  - ・前計画の対策項目以外(リスクコミュニケーション、ワクチン、保健、物資)の事項への対策が不十分であった。
  - ・平時からの具体的な準備が定められておらず、対応までの体制構築までに時間を要した。
- 対策の切替のタイミングが不明確であった
  - ・ウイルスの変異などによる複数の感染拡大の波の発生に対して、リスク評価に関する視点がなかった。

## 3 改定の内容

### 基本方針

- 全面改定(政府行動計画、県行動計画と同様)。
- 県行動計画から市に関する部分を抜き出して記載するとともに、市独自の施策についても記載

### 改定のポイント

- 対象疾患：新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザを含め、その他の幅広い呼吸器感染症も念頭に記載
- 時期区分：準備期、初動期、対応期の3期に分け、特に準備期の取り組みに関する内容を充実
- 対策項目：前計画の6項目から7項目に拡充

### 計画の格子

#### 第1章 総論

- (1) 市の責務、計画の位置付け、構成など
- (2) 新型インフルエンザ等対策の基本方針
- (3) 対策の基本項目
- (4) 対策推進のための役割分担

#### 第2章 各論：各対策項目の考え方及び取組

※太字は新規項目

対応時期 対応項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	・平時からの情報共有や訓練の実施	・対策本部の設置 ・予算の確保	・実情に応じた適切な対策の実施
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・市民に対する情報提供 ・県との情報共有	・情報収集 ・情報提供、共有 ・相談受付	・地域の実情に踏まえた説明 ・情報提供、共有 ・リスク評価
③まん延防止	・平時からの感染症対策の普及、啓発	・感染症まん延への対応準備	・国及び県の方針に従い、まん延防止対策の実施
④ワクチン	・平時からの必要資材の準備	・円滑な接種体制の確保 ・市民からの相談窓口等の設置	・接種の実施 ・ワクチンに関する情報提供 ・市民からの相談の対応
⑤保健	・県、国との連携体制の構築	・有事体制への移行準備	・有事体制の迅速な移行 ・感染症対策の強化
⑥物資	・感染症対策物資の備蓄		
⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保	・情報共有体制の整備 ・支援実施に係る仕組みの整備	・生活支援を要するものへの支援の準備	・市民の心身、生活への支援 ・教育、学びの継続の支援 ・事業者等への支援

前計画より④ワクチン、⑤保健、⑥物資の3項目を追加するとともに、全ての項目において新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等を踏まえて内容を充実。

対策項目	目標	目標達成のための取組
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大の抑制</li> <li>・市民の生命及び健康の保護</li> <li>・市民生活及び地域経済への影響の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時における関係機関間の連携、人材の確保・育成、訓練の実施</li> <li>・有事の迅速な情報収集・分析及びリスク評価による的確な政策判断と実行</li> </ul>
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的根拠等に基づいた正確な情報の迅速な提供</li> <li>・市民等の適切な判断・行動に資するための、双方向のコミュニケーションによるリスク情報と見方の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時における情報提供・共有、双方向コミュニケーションの体制整備</li> <li>・市民等の感染症に対する意識の把握と、感染症危機に対する理解を深めるための啓発</li> </ul>
③ まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大を抑制し、健康被害を最小限にとどめる</li> <li>・市民生活及び社会経済活動への影響の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適時適切なリスク評価を実施し、医療提供体制のひっ迫の恐れがある場合に、国及び県の指示に基づき、必要と考えられる地域・期間等におけるまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施</li> <li>・市民の自由と権利への制限を必要最小限とすることや社会経済活動への影響を踏まえ、ウイルスの病原性や感染症等に関する情報やワクチン・治療薬の普及等の状況変化に応じたまん延防止対策の縮小や中止等の機動的な見直しの実施</li> </ul>
④ ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の感染や発症、重症化を防ぐことによる市民の健康の保護</li> <li>・受診患者数の減少による健康被害や社会経済活動への影響の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関や事業者、関係団体等とともに平時からの接種の具体的な体制や実施方法についての準備</li> </ul>
⑤ 保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の感染状況や医療提供体制の状況に応じた市民の生命及び健康の保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県連携協議会から公開された資料等をもとに、発生予防及びまん延防止策の実施</li> <li>・平時からの情報収集体制や人員体制の構築、有事に優先的に取組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化</li> </ul>
⑥ 物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策物資等の不足による市民の生命及び健康への影響防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの感染症対策物資等の備蓄</li> <li>・有事における感染症対策物資等の確保</li> </ul>
⑦ 市民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事における市民生活・地域経済活動への影響の最小化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの事業者・市民への準備の勧奨</li> <li>・指定(地方)公共機関との連携</li> <li>・有事における市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援</li> </ul>